

## ○ウェルネスバレー推進事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち健康の森周辺における健康長寿に関する一大拠点（以下「ウェルネスバレー」という。）の形成の推進を図るため、予算の範囲内において交付するウェルネスバレー推進事務交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、ウェルネスバレー推進協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、ウェルネスバレーの形成の推進に係る事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) ウェルネスバレー推進協議会の運営に関する事業
- (2) 新たな産業の創出支援事業
- (3) 交流・にぎわいづくり事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る経費で、別表に掲げるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

(交付金の交付)

第6条 交付金は、規則第11条第2項の規定に基づき、その全部を前渡しする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費		内容
報償費		講師、アドバイザー等への謝礼等
旅費		講師、アドバイザー、委員等への鉄道運賃、航空運賃、宿泊費、日当等
需用費	消耗品費	物品購入費（交付対象事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	講師、アドバイザー、委員等の飲食物経費
	印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット、アンケート用紙、カタログ、看板等の印刷製本費（デザイン料を含む。）
役務費		郵送料等の通信運搬費、振込手数料等の手数料
委託料		交付対象事業を行うために必要な業務等の一部を外注する場合の経費
使用料及び賃借料		会場、附属設備、機器、アプリケーション、自動車、有料道路、駐車場等の使用料又は借上料
研修費		交付対象事業を行うために必要な研修費
備品購入費		備品購入費（交付対象事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金		出展料等の負担金
その他		その他市長が必要と認める経費